

基幹相談支援センターの設置状況

法的な位置づけ（障害者総合支援法より引用）

（基幹相談支援センター）

- 第七十七条の二** 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、（中略）業務を総合的に行うことの目的とする施設とする。
- 2 市町村は、基幹相談支援センターを設置することができる。
- 3 市町村は、一般相談支援事業を行う者その他の厚生労働省令で定める者に対し、第一項の事業及び業務の実施を委託することができる。
- 4 前項の委託を受けた者は、第一項の事業及び業務を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、基幹相談支援センターを設置することができる。

各区市町村の設置状況（平成31年度）

	区市町村数	内訳
区部	15	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、品川区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、板橋区、練馬区、足立区
市町村部	10	武蔵野市、三鷹市、調布市、町田市、小金井市、東村山市、国分寺市、福生市、西東京市、八丈町
合計	25	

（厚生労働省「障害者相談支援事業実施状況等について」より）

